地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第31号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「削除号細目」という。)を削る。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条
第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりと	第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりと
する。	する。
(1) 新潟県企業局組織規程(昭和37年新潟県企業	(1) 新潟県企業局組織規程(昭和37年新潟県企業
局管理規程第3号)により企業局に置かれる職	局管理規程第3号)により企業局に置かれる職
のうち、次に掲げるもの	のうち、次に掲げるもの
ア (略)	ア (略)
イ <u>事業所</u> の所長、参事、次長 <u>及び課長</u>	イ <u>発電管理所</u> の所長、参事、次長 <u>、庶務課長、</u>
	管理調整課長、発電課長、工務第1課長及び
	工務第2課長
	ウ 水道事務所及び利水事務所の所長、参事、
	次長、庶務課長、利水課長、工務課長及び業
	務課長
(2) (略)	(2) (略)

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。